



研究成果の公表と法的な留意点：主に著作権など権利面から

福井，健策

(Issue Date)

2025-02-04

(Resource Type)

conference object

(Version)

Author's Original

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100493118>



@神戸大学

研究成果の公表と 法的な留意点

～主に著作権など権利面から～

福井健策

弁護士(日本、ニューヨーク州)
神戸大学大学院・日本大学芸術学部・iU・CAT
客員教授

Twitter: @fukuikensaku

どんな情報に著作権があるか

「著作物」とは？

思想・感情を創作的に表現したもの

著作物の例：

①小説・脚本・講演など ②音楽 ③舞踊・無言劇 ④美術
⑤建築 ⑥図形 ⑦映画 ⑧写真 ⑨プログラム

あたらない例：

- ・定型的な表現
- ・歴史的事実
- ・アイデア・方法論
- ・名称、単純なマーク(の多く)
- ・実用品のデザイン(の多く)

安藤忠雄「光の教会」(茨木春日丘教会)

Bergmann氏撮影 from Wikipedia



許可のいない例外とは

- ・ 付随的な利用(30条の2) : 軽微な写込み、スクショ
- ・ 試験開発・情報解析など、享受のためでない利用(30条の4) ※AI学習大論争⇒生成物は別途
- ・ 図書館等での利用** (31条)
- ・ 引用** (32条) : 明瞭な区別、主従関係(≒説明の補足程度)、改変禁止、出典明示などに注意 ※未公表作品は不可
- ・ 教育機関の授業過程での複製・公衆送信* (35条)
- ・ 政治上の演説・裁判での陳述等の利用(40条)
- ・ 建築や屋外公開の美術の著作物の利用(46条)
- ・ ほか

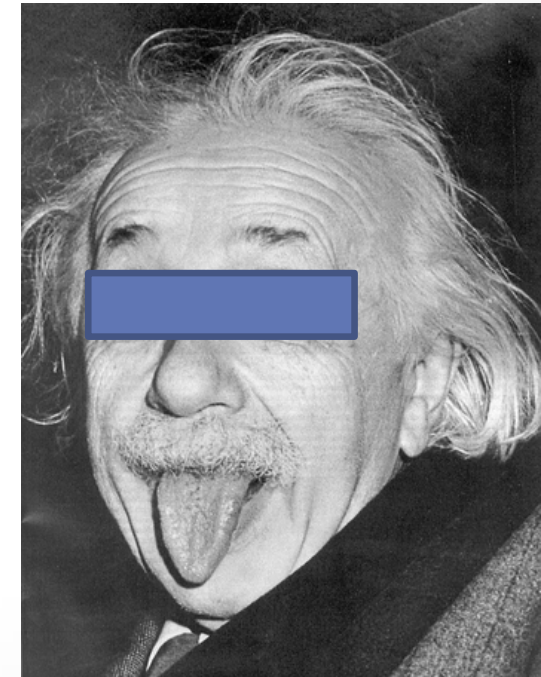
*は翻訳・翻案も可、**は翻訳のみ可

肖像権、名誉権、プライバシー・・・

肖像権：人の氏名や写真の無断使用で問題に

- ・個人を識別できない場合、ほぼ問題なし
- ・撮影の場所、目的、サイズなどを考慮して、通常の「受忍」の限度を超えれば違法
- ・同意があれば、もちろん利用可
- ・あるいは・・・

※デジタルアーカイブ学会
「肖像権ガイドライン」参照
(同学会HPにて公開)



Arthur Sasse 撮影のアルベルト・アインシュタイン写真
(1951)

おさらい：著作権を例に

①人の「著作物」*の「利用」か NO ⇒利用可能

↓YES

②利用を許す例外規定はあるか YES ⇒利用可能

↓NO

③権利は存続中か NO ⇒利用可能

↓YES

④権利者・管理者と連絡可能か YES ⇒連絡・条件協議

↓NO

⑤利用裁定が得られるか YES ⇒申請へ

↓NO

⑥(利用の見直し検討)

※論文自体の著作権は自己保有か学会・ジャーナルか

公開のリスク：「研究不正」という難問

- 文科省ガイドライン：研究不正＝論文等におけるデータ等の①ねつ造、②改ざん、③盗用

※2006年作成、「小保方事件」の後、2014年内容の大幅改訂

- 被告発者は自己責任で疑いを覆えせない場合には不正行為を認定 ⇒ 「推定有罪」(日経2015年6月17日朝刊)
- 「盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」

※「了解」と「適切な表示」の関係(常にどちらかで良い?)

- 文科省の公表内容からは借用の程度が不明なケース多い

※「自己盗用(≡自身の他の論文と似た文章)」による認定複数

- 処分：報道例によれば、論文の撤回勧告・研究資金の取り消し、懲戒解雇・退職勧告・業務停止・学位や称号のはく奪…

⇒「適法だろうが倫理違反」という領域をどこまで広げるか